

○今後の都市計画行政において必要となる新たな制度の提案

本運用方針は、現行の都市計画制度の運用の基本的な考え方を示すものであり、現行の都市計画制度では対応が困難な都市づくりの課題がある。

特に、本県においては、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域に多くの人々が居住している状況が明らかとなっており、今後、土砂災害などによる被害を軽減するためにも、居住を誘導するのみでなく、災害リスクの低い区域への移転を早期に行う必要がある。しかしながら、現行の都市計画制度では、立地適正化計画のように居住を誘導する施策しかなく、居住を誘導するのに長期間を有する。

こうした点を踏まえ、今後の都市計画行政において必要と考える新たな制度を次のとおり整理し、今後、新たな制度の創設に向けた検討を行う。

- 災害リスクの高い区域から居住の移転を促進するインセンティブ制度
- 移転後の跡地に係る新たな土地活用制度

